

安城市空き家除却費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の安全を確保するため、老朽化して危険な空き家の除却工事を行う者に対し、予算の範囲内において交付する安城市空き家除却費補助金（以下「補助金」という。）に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象空き家)

第2条 補助金の交付の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、次の各号のいずれかに該当する空き家とする。

(1) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅である空き家であって、次のいずれにも該当するもの（以下「不良住宅空き家」という。）

ア 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等のうち、建築物に附属する工作物及びその敷地を除いた建築物に係る部分に限ること。

イ 市内に存する1年以上使用されていないものであること。

ウ 別表の各評定項目につき判定した評点の合計が100点以上のものであること。

エ 個人が所有するものであること。

オ 所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合であって、当該権利を有する者が空き家の除却に同意しているときは、この限りでない。

(2) 空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等であって、次のいずれにも該当するもの（以下「特定空き家」という。）

ア 建築物に附属する工作物及びその敷地を除いた建築物に係る部分に限ること。

イ 空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項に規定する命令を受けていないものであること。

(3) その他市長が特に除却が必要と認める空き家

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 補助対象空き家の所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項の区分所有者を含む。）であること。ただし、補助対象空き家が共有である場合は、共有者全員の当該補助対象空き家の除却に係る同意を得ていること（市長が支障ないと判断した場合は、所有者の代表者からの宣誓書に代えることができる。）。

イ アに該当する者から補助対象空き家を除却することについて同意を得た者であること。

ウ ア又はイに該当する者を除き、補助対象空き家について、処分する権限を有する者であること。

(2) 市税の滞納がないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する工事（民事執行によるものを含む。）とする。

(1) 補助対象空き家を除却する工事（以下「除却工事」という。）であること。

ただし、当該補助対象空き家が所在する敷地に、不良住宅空き家又は特定空き家が複数棟存在する場合は、それらの全て（市長がやむを得ないと認めるものを除く。）を除却するものに限る。

(2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別除却、再資源化等を実施する工事であること。

(3) 他の制度等に基づく助成の対象となる工事でないこと。

(4) 第11条の規定による補助金の交付の決定後に着手する工事であること。

(5) 補助金の交付の決定の日の属する年度の2月末日までに完了する工事であること。

(6) 過去にされた補助金の交付の決定に係る敷地（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。）で行う工事でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が除却工事の請負業者に支払った補助対象事業に要する費用のうち、補助対象空き家の除却に関わるものとする。ただし、国土交通大臣の定める標準除却費のうちの除却工事費を限度とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額とし、20万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助対象空き家の判定申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、除却する空き家（特定空き家を除く。）について、空き家判定申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、補助対象空き家に該当することの判定を受けなければならない。

(1) 位置図及び配置図

(2) 補助対象空き家の外観写真（複数の方向から撮影したもの及び損傷状況が分かるもの）

(3) 自己判定表（様式第2）

(4) 補助対象空き家の登記事項証明書の写し等（所有者及び床面積を確認できる書類）

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助対象空き家の判定)

第8条 市長は前条の規定による申請があったときは、現地調査を行い、補助対象空き家に該当するかどうかについて判定するものとする。

(判定結果の通知)

第9条 市長は、前条の規定による判定をした場合は、空き家判定結果通知書（様式第3）により、第7条の規定による申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 前条の規定により補助対象空き家に該当する旨の通知があった者又は第2条第2号に掲げる補助対象空き家に係る補助対象者は、除却工事に着手する前に安城市空き家除却費補助金交付申請書（様式第4）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第2条第2号に掲げる補助対象空き家

に係る補助対象者にあつては、第7条第1号、第2号及び第4号に掲げる書類を併せて提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第5）
- (2) 除却工事の見積書（施工業者の記名及び押印のあるものに限る。）
- (3) 同意書（様式第6）、第3条第1号アの宣誓書又は同号ウに該当する者であることを証する書類（必要な場合に限る。）
- (4) 市税の滞納がないことを証明する書類（公募の閲覧に同意をした場合であつて、当該公募によって確認できるときは、省略することができる。）
- (5) その他市長が必要と認める書類
（交付の決定）

第11条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の決定をし、安城市空き家除却費補助金交付決定通知書（様式第7）により当該申請をした者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第12条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第10条の規定による申請の内容を変更しようとする場合は、安城市空き家除却費補助金変更交付申請書（様式第8）に変更に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは変更の決定をし、安城市空き家除却費補助金変更交付決定通知書（様式第9）により交付決定者に通知するものとする。

（工事の取りやめ）

第13条 交付決定者は、除却工事を取りやめるときは、空き家除却工事取りやめ届（様式第10）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第14条 交付決定者は、除却工事が完了したときは、速やかに安城市空き家除却費補助金実績報告書（様式第11）に次に掲げる書類を添えて、第11条の交付決定があつた年度の末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 除却工事の契約書の写し又は請書の写し
- (2) 除却工事代金の領収書の写し
- (3) 除却工事完了後の全景写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定の取消し及び補助金の返還)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第4条第5号に定める期日までに除却工事が完了しないとき。
- (4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。